

規制改革推進に関する第 1 次答申（平成29年 5 月23日規制改革推進会議）（抄）

4. 投資等分野

② 官民データ活用

ア 地方自治体等の保有するデータの活用

【a:意見交換の実施は平成 29 年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成 29 年度結論、b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成 29 年度結論、 c, d:平成 29 年上期措置】

民間部門、国及び地方自治体の保有する様々なデータの活用は成長戦略における最重要課題であり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正により個人情報を加工して活用するためのルールの整備などが行われた。また、官民データ活用推進基本法に基づき、政府における推進体制の整備も進められている。

こうした中、総務省の「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」報告書では、地方自治体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間部門及び国と整合的なものとすべきとされているが、こうした新たなルールの整備を条例に委ねることとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性は否めず、条例が整備される時期も各地方自治体の事情次第でばらつきが生ずる可能性がある。結果として、地方自治体ごとのデータ提供の状況に差異が生ずる可能性や、こうした差異の解消が困難となる可能性も考えられる。

総務省では、これまで、検討会等を通じて地方自治体から条例整備に関する意見を聴取してきたが、上記のような可能性を前提として、条例整備以外の具体的な措置を含めて意見交換を行ってきたとは評価できない。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報（匿名加工情報）の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。